

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年1月30日

【計算期間】 第16期中(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

【ファンド名】 ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド
(Nomura Master Select - Global REIT Fund,
a Series Trust of Nomura Master Select)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 井上 貴美子
同 姫野 愛実

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1476

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド (Nomura Master Select - Global REIT Fund, a Series Trust of Nomura Master Select) (以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1)【投資状況】

(2025年11月末日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (米ドル) | 投資比率 (%) |
|-----------------------|---------|--------------------------------|-------------|
| 普通株式 | 米国 | 11,768,281 | 48.68 |
| | 日本 | 1,367,632 | 5.66 |
| | オーストラリア | 1,207,193 | 4.99 |
| | 英国 | 987,779 | 4.09 |
| | フランス | 343,894 | 1.42 |
| | 香港 | 250,252 | 1.04 |
| | スペイン | 206,259 | 0.85 |
| | オランダ | 59,925 | 0.25 |
| | ドイツ | 40,768 | 0.17 |
| | ベルギー | 39,675 | 0.16 |
| | 小計 | 16,271,659 | 67.31 |
| 投資信託 | 米国 | 5,958,930 | 24.65 |
| | シンガポール | 763,056 | 3.16 |
| | カナダ | 509,425 | 2.11 |
| | オーストラリア | 223,360 | 0.92 |
| | ベルギー | 176,197 | 0.73 |
| | 英国 | 89,097 | 0.37 |
| | フランス | 82,618 | 0.34 |
| | 小計 | 7,802,684 | 32.28 |
| 投資資産の合計 | | 24,074,343 | 99.59 |
| 現金、預金およびその他の資産（負債控除後） | | 99,272 | 0.41 |
| 純資産総額 | | 24,173,616 (3,786,313,474円) | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) 米ドルの円貨換算は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=156.63円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

2024年12月1日から2025年11月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

| | 純資産総額 | | 1口当り純資産価格 | |
|------------|------------|---------------|-----------|-------|
| | (米ドル) | (円) | (米ドル) | (円) |
| 2024年12月末日 | 17,229,498 | 2,698,656,272 | 13.67 | 2,141 |
| 2025年1月末日 | 17,487,434 | 2,739,056,787 | 14.02 | 2,196 |
| 2月末日 | 17,601,820 | 2,756,973,067 | 14.16 | 2,218 |
| 3月末日 | 16,096,531 | 2,521,199,651 | 13.64 | 2,136 |
| 4月末日 | 15,715,736 | 2,461,555,730 | 13.40 | 2,099 |
| 5月末日 | 16,541,727 | 2,590,930,700 | 13.70 | 2,146 |
| 6月末日 | 16,032,866 | 2,511,227,802 | 13.45 | 2,107 |
| 7月末日 | 15,910,371 | 2,492,041,410 | 13.58 | 2,127 |
| 8月末日 | 16,131,119 | 2,526,617,169 | 13.82 | 2,165 |
| 9月末日 | 15,566,329 | 2,438,154,111 | 13.81 | 2,163 |
| 10月末日 | 15,216,308 | 2,383,330,322 | 13.78 | 2,158 |
| 11月末日 | 15,071,906 | 2,360,712,637 | 14.02 | 2,196 |

豪ドル受益証券

| | 純資産総額 | | 1口当り純資産価格 | |
|------------|------------|---------------|-----------|-----|
| | (豪ドル) | (円) | (豪ドル) | (円) |
| 2024年12月末日 | 12,774,690 | 1,307,617,268 | 9.23 | 945 |
| 2025年1月末日 | 12,708,437 | 1,300,835,611 | 9.48 | 970 |
| 2月末日 | 12,752,420 | 1,305,337,711 | 9.59 | 982 |
| 3月末日 | 12,221,900 | 1,251,033,684 | 9.25 | 947 |
| 4月末日 | 11,859,465 | 1,213,934,837 | 9.07 | 928 |
| 5月末日 | 12,081,326 | 1,236,644,529 | 9.27 | 949 |
| 6月末日 | 11,706,801 | 1,198,308,150 | 9.11 | 932 |
| 7月末日 | 11,672,423 | 1,194,789,218 | 9.20 | 942 |
| 8月末日 | 11,738,527 | 1,201,555,624 | 9.38 | 960 |
| 9月末日 | 11,631,894 | 1,190,640,670 | 9.38 | 960 |
| 10月末日 | 11,474,922 | 1,174,573,016 | 9.37 | 959 |
| 11月末日 | 11,546,139 | 1,181,862,788 | 9.55 | 978 |

(注) 豪ドルの円貨換算は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=102.36円)によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

| | 純資産総額 | | 1口当り純資産価格 | |
|------------|-----------|-------------|-----------|-----|
| | (NZドル) | (円) | (NZドル) | (円) |
| 2024年12月末日 | 2,942,254 | 263,743,649 | 10.26 | 920 |
| 2025年1月末日 | 2,992,805 | 268,275,040 | 10.49 | 940 |
| 2月末日 | 3,016,482 | 270,397,446 | 10.56 | 947 |

| | | | | |
|-------|-----------|-------------|-------|-----|
| 3月末日 | 2,874,648 | 257,683,447 | 10.13 | 908 |
| 4月末日 | 2,802,054 | 251,176,121 | 9.88 | 886 |
| 5月末日 | 2,859,293 | 256,307,025 | 10.04 | 900 |
| 6月末日 | 2,794,465 | 250,495,843 | 9.81 | 879 |
| 7月末日 | 2,799,736 | 250,968,335 | 9.86 | 884 |
| 8月末日 | 2,830,858 | 253,758,111 | 9.99 | 896 |
| 9月末日 | 2,779,468 | 249,151,512 | 9.94 | 891 |
| 10月末日 | 2,760,371 | 247,439,656 | 9.87 | 885 |
| 11月末日 | 2,753,128 | 246,790,394 | 10.00 | 896 |

(注) ニュージーランドドル(以下「NZドル」といいます。)の円貨換算は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1NZドル=89.64円)によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【分配の推移】

| | 米ドル受益証券 | | 豪ドル受益証券 | | NZドル受益証券 | |
|----------|---------|----------|---------|----------|----------|--------|
| | (米ドル) | (円) | (豪ドル) | (円) | (NZドル) | (円) |
| 2024年12月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 2025年1月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 2月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 3月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 4月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 5月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 6月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 7月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 8月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 9月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 10月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 11月 | 0.04 | 6.27 | 0.01 | 1.02 | 0.06 | 5.38 |
| 設定来累計 | 7.40 | 1,159.06 | 10.91 | 1,116.75 | 11.10 | 995.00 |

【収益率の推移】

| 期間 | 収益率(%) (注) | | |
|------------------------|------------|---------|----------|
| | 米ドル受益証券 | 豪ドル受益証券 | NZドル受益証券 |
| 2024年12月1日から2025年11月末日 | -3.53 | -4.82 | -5.55 |

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2025年11月末日の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2024年11月末日の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)

ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

| 期間 | 収益率(%) (注) | | |
|------------------------------|------------|---------|----------|
| | 米ドル受益証券 | 豪ドル受益証券 | NZドル受益証券 |
| 2016年(2016年1月1日から2016年12月末日) | 2.30 | 2.93 | 3.39 |
| 2017年(2017年1月1日から2017年12月末日) | 4.28 | 4.52 | 4.92 |
| 2018年(2018年1月1日から2018年12月末日) | -4.68 | -4.69 | -4.42 |
| 2019年(2019年1月1日から2019年12月末日) | 25.49 | 24.30 | 24.51 |
| 2020年(2020年1月1日から2020年12月末日) | -9.15 | -13.29 | -12.12 |
| 2021年(2021年1月1日から2021年12月末日) | 34.58 | 33.97 | 34.39 |
| 2022年(2022年1月1日から2022年12月末日) | -25.83 | -27.58 | -27.68 |
| 2023年(2023年1月1日から2023年12月末日) | 11.21 | 8.13 | 9.66 |
| 2024年(2024年1月1日から2024年12月末日) | 3.21 | 1.41 | 2.14 |
| 2025年(2025年1月1日から2025年11月末日) | 5.78 | 4.66 | 3.90 |

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末(2025年については11月末日)の受益証券1口当り純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)

ファンドにはベンチマークはありません。

2【販売及び買戻しの実績】

2024年12月1日から2025年11月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2025年11月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|----------|--------------------|----------------------|--------------------------|
| 米ドル受益証券 | 43,100 (43,100) | 236,232 (236,232) | 1,074,753 (1,074,753) |
| 豪ドル受益証券 | 100 (100) | 200,155 (200,155) | 1,208,884 (1,208,884) |
| NZドル受益証券 | 6,300 (6,300) | 17,830 (17,830) | 275,256 (275,256) |

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝156.63円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

(1)【資産及び負債の状況】

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

純資産計算書

2025年10月31日現在

(米ドルで表示)

| | 注記 | (米ドル) | (千円) |
|------------------------------------|----|------------|-----------|
| 資産の部 | | | |
| 投資有価証券 時価 (取得価額: 22,708,017米ドル) | 2 | 24,251,568 | 3,798,523 |
| 銀行預金 | | 269,436 | 42,202 |
| ブローカーに係る未収金 | | 20,833 | 3,263 |
| 未収収益 | | 24,341 | 3,813 |
| 資産合計 | | 24,566,178 | 3,847,800 |
| 負債の部 | | | |
| 当座借越 | | 19,625 | 3,074 |
| 先渡為替契約未実現損失 | 13 | 77,364 | 12,118 |
| 受益証券買戻未払金 | | 13,917 | 2,180 |
| ブローカーに係る未払金 | | 23,411 | 3,667 |
| 未払費用 | 9 | 127,454 | 19,963 |
| 負債合計 | | 261,771 | 41,001 |
| 純資産 | | 24,304,407 | 3,806,799 |

以下のとおり、受益証券により表章される。

| | 1口当り純資産価格 | 発行済受益証券数 | 純資産 |
|------------------|-----------|-----------|------------|
| 豪ドル受益証券(豪ドル建て) | 9.37 | 1,224,484 | 11,474,922 |
| NZドル受益証券(NZドル建て) | 9.87 | 279,606 | 2,760,371 |
| 米ドル受益証券(米ドル建て) | 13.78 | 1,104,323 | 15,216,308 |

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

発行済受益証券数の変動表

2025年10月31日に終了した期間

豪ドル受益証券

| | |
|--------------|------------------|
| 期首現在発行済受益証券数 | 1,307,779 |
| 発行受益証券数 | 0 |
| 買戻受益証券数 | (83,295) |
| 期末現在発行済受益証券数 | <u>1,224,484</u> |

NZドル受益証券

| | |
|--------------|----------------|
| 期首現在発行済受益証券数 | 283,686 |
| 発行受益証券数 | 4,000 |
| 買戻受益証券数 | (8,080) |
| 期末現在発行済受益証券数 | <u>279,606</u> |

米ドル受益証券

| | |
|--------------|------------------|
| 期首現在発行済受益証券数 | 1,172,430 |
| 発行受益証券数 | 42,900 |
| 買戻受益証券数 | (111,007) |
| 期末現在発行済受益証券数 | <u>1,104,323</u> |

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

財務書類に対する注記

2025年10月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・マスター・セレクト(「トラスト」)は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「前受託会社」)とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「管理会社」)との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書(2015年9月30日付の修正証書および2016年7月26日付(2016年8月11日効力発生)の退任および任命に関する証書(グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「受託会社」)と前受託会社と管理会社との間で締結。これによりトラストの受託会社として、受託会社が前受託会社の後任となった。))により修正済、さらに2016年8月11日付の修正証書により修正済(「マスター信託証書」)の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、ケイマン諸島の信託法に基づきオープン・エンド型の追加型投資信託として設立された。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改訂済)に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に従い、トラストの資産および運営業務に関するすべての権限および責任を有する。

ファンド

資産や負債が個別に帰属する1つまたは複数のポートフォリオであるシリーズ(「シリーズ・トラスト」)が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド(「ファンド」)は、マスター信託証書および前受託会社と管理会社との間で締結された2010年3月19日付追補証書(マスター信託証書と合わせて「信託証書」)に従い構成されるシリーズ・トラストである。

ファンドは、現在、豪ドル受益証券(豪ドル建て)、NZドル受益証券(NZドル建て)および米ドル受益証券(米ドル建て)の3つのクラスの受益証券を発行している。

ファンドの存続期間は、2025年4月30日までであったが、5年延長され2030年4月30日までとなった。ファンドは、純資産総額が1,000万ユーロ(またはその米ドル相当額)を下回った場合、早期に償還することがある。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還(または延期)する場合がある。

ファンドの投資目的は、主に不動産投資信託証券(REIT等)で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨(豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル)で追求することである。投資顧問会社(またはその受任者)は、下記のとおり日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含む。)されているREIT等に投資を行い、同時に一定の為替取引を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール(「共通ポートフォリオ」)において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられる。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を購入する為替取引(「為替取引」)を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額(為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額(為替取引の未実現損益を除く。)の米ドルのエクスポージャーの約100%(可能な限り)等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

各受益証券の純資産総額の全額を完全にヘッジすることは不可能であるが、投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動または受益証券の買付額もしくは買戻額の水準によっては、当該比率が90%を下回るまたは110%を

超える場合があり、投資顧問会社は、上記取引に関し、当該比率が上記の範囲内(通常約100%)となるよう調整を行う意向である。

疑義を避けるために明記すると、米ドル受益証券に関し、ヘッジ目的の為替取引は行われない。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、いずれもルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督機関の監督下でない旨留意されたい。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

- (a) 証券取引所で取引される証券は、評価時点で入手可能な直近の価格または管理会社(もしくはその受任者)の裁量により公正な市場価格を反映していると判断する価格で評価される。
- (b) 証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記(a)に記載される方法と近似する方法で評価される。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社(またはその受任者)が決定した場合(例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法)、当該評価の方法が用いられる。
- (c) 規制対象証券は、管理会社(またはその受任者)が決定する公正価値で評価される。その決定で考慮される要因は、次のとおりである。()当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、()比較可能な証券の市場性の程度、()予測されるキャッシュ・フローおよびかかるキャッシュ・フローの市場基準割引額の分析、()制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額(あった場合)。
- (d) 主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点で入手可能な直近の価格を参照して評価される。
- (e) その他すべての資産は、管理会社(またはその受任者)が決定する想定される売り値で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末日現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現純損益、および未実現純損益の変動に含まれる。

2025年10月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1 米ドル = 1.52823豪ドル
- 1 米ドル = 1.40025カナダドル
- 1 米ドル = 0.80240スイスフラン
- 1 米ドル = 0.86427ユーロ
- 1 米ドル = 0.76098英ポンド
- 1 米ドル = 7.76970香港ドル
- 1 米ドル = 154.25017円
- 1 米ドル = 10.06251ノルウェー・クローネ
- 1 米ドル = 1.74764NZドル
- 1 米ドル = 9.43181スウェーデン・クローナ
- 1 米ドル = 1.30075シンガポールドル
- 1 米ドル = 32.33503タイバーツ

1米ドル=17.30243南アフリカ・ランド

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注5 - 保管会社報酬

保管会社は、保管契約に基づき、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.30%以内に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費(ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻費用を含むが、これらに限られない。)につき、ファンドの資産から支払を受けることができる。

副投資顧問会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができる。

注7 - 事務代行会社報酬

事務代行会社は、管理業務契約に基づき、その役務に対する報酬として、()会計年度ベースで四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.08%に相当する額および()ファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注8 - 代行協会員および販売会社報酬

代行協会員は、代行協会員としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

販売会社は、会計年度ベースで四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%に相当する額の報酬を、当該四半期の最終日から60暦日以内に、米ドルで四半期毎に後払いにてファンドの資産から受け取ることができる。

注9 - 未払費用

| | (米ドル) |
|--------------------|---------|
| 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬 | 62,459 |
| 代行協会員および販売会社報酬 | 31,183 |
| 事務代行会社報酬 | 4,991 |
| 保管会社報酬 | 2,498 |
| 受託会社および管理会社報酬 | 1,871 |
| 海外登録費用 | 12,361 |
| 立替実費 | 623 |
| 専門家報酬 | 11,468 |
| 未払費用 | 127,454 |

注10 - 分配

管理会社(またはその受任者)は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドの分配可能な投資収益および実現売買益から随時分配を行うことができる。また、管理会社(またはその受任者)は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社(またはその受任者)は、毎月10日(「分配基準日」)時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2025年10月31日に終了した期間において、ファンドは、総額389,452米ドルの分配を支払った。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタルゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注12 - 募集および買戻し

受益証券の発行

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券は、ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日(毎年12月24日を除く。)、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社(もしくはその受任者)が随時決定するその他の日(「ファンド営業日」)に、当該ファンド営業日時点における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することができる。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社(もしくはその受任者)がその裁量により決定するその他の口数とする。

受益証券の購入に係る申込書は、当該ファンド営業日の午後5時(東京時間)または管理会社(もしくはその受任者)が随時決定するその他の日時までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、保管会社に開設された口座に、当該ファンド営業日(当日を含む。)から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っているその直後の営業日までに受領されなければならない。

受益証券の買戻し

受益証券は、ファンド営業日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを請求する(管理会社(またはその受任者)が随時承認する様式の)通知(「買戻通知」)により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社(またはその受任者)が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社(またはその受任者)が決定しない限り、取消すことができないものとする。買戻通知は、豪ドル受益証券1口以上1口単位、NZドル受益証券1口以上1口単位もしくは米ドル受益証券1口以上1口単位、または管理会社(もしくはその受任者)がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は原則として、(受託会社および管理会社(またはその受任者)の要求する根拠情報および根拠文書とともに)当該ファンド営業日の午後5時(東京時間)または管理会社(もしくはその受任者)が随時決定するその他の日時までに、事務代行会社がこれを受領するものとする。

受益証券1口当り買戻価格は、当該ファンド営業日における豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の1口当り純資産価格とする。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの受益証券の通貨建てで電信送金されるものとする。買戻代金は、当該ファンド営業日(当日を含む。)から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目が、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っているその直後の営業日までに送金される予定である。

注13 - 先渡為替契約

2025年10月31日現在、注記1に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加的なエクスポージャーを提供するために、およびポートフォリオの一部をヘッジするためにファンドが締結した未決済先渡為替契約は、以下のとおりである。

| 買付通貨 | 買付金額 | 売付通貨 | 売付金額 | 満期日 | 未実現(損)益 (米ドル) |
|------|-----------|--------------|-------------|-------------|------------------|
| 米ドル | 3,727,497 | 豪ドル | 5,667,604 | 2025年11月10日 | 18,472 |
| 米ドル | 784,742 | NZドル | 1,359,466 | 2025年11月10日 | 6,528 |
| 米ドル | 24,149 | 豪ドル | 36,498 | 2025年11月10日 | 265 |
| 米ドル | 2,480 | 豪ドル | 3,752 | 2025年11月10日 | 25 |
| 米ドル | 3,382 | 豪ドル | 5,153 | 2025年11月10日 | 10 |
| 米ドル | 1,580 | 豪ドル | 2,412 | 2025年11月20日 | 1 |
| 米ドル | 1,580 | 豪ドル | 2,412 | 2025年11月10日 | 1 |
| 米ドル | 925 | 豪ドル | 1,428 | 2025年11月20日 | (9) |
| 米ドル | 925 | 豪ドル | 1,428 | 2025年11月10日 | (9) |
| 米ドル | 2,652 | 豪ドル | 4,075 | 2025年11月20日 | (15) |
| 米ドル | 2,652 | 豪ドル | 4,075 | 2025年11月10日 | (15) |
| 米ドル | 4,776 | NZドル | 8,388 | 2025年11月10日 | (26) |
| 米ドル | 4,778 | NZドル | 8,388 | 2025年11月20日 | (26) |
| 米ドル | 3,972 | 豪ドル | 6,151 | 2025年11月10日 | (53) |
| 米ドル | 3,972 | 豪ドル | 6,151 | 2025年11月20日 | (53) |
| 米ドル | 12,531 | 豪ドル | 19,235 | 2025年11月10日 | (57) |
| 米ドル | 12,532 | 豪ドル | 19,235 | 2025年11月20日 | (57) |
| NZドル | 1,359,466 | 米ドル | 785,930 | 2025年12月8日 | (6,770) |
| NZドル | 1,384,708 | 米ドル | 800,277 | 2025年11月20日 | (7,282) |
| NZドル | 1,367,854 | 米ドル | 794,707 | 2025年11月10日 | (11,692) |
| 豪ドル | 5,667,604 | 米ドル | 3,729,575 | 2025年12月8日 | (19,431) |
| 豪ドル | 5,713,651 | 米ドル | 3,761,615 | 2025年11月20日 | (22,034) |
| 豪ドル | 5,746,311 | 米ドル | 3,794,000 | 2025年11月10日 | (33,467) |
| 米ドル | 1,369,897 | 日本円 | 210,579,442 | 2025年12月2日 | 258 |
| 米ドル | 967,122 | ユーロ | 834,465 | 2025年12月2日 | (140) |
| 米ドル | 806,437 | シンガポール ドル | 1,046,629 | 2025年12月2日 | (190) |
| 米ドル | 1,535,116 | 豪ドル | 2,345,830 | 2025年12月2日 | (432) |
| 米ドル | 520,998 | カナダドル | 728,950 | 2025年12月2日 | (447) |
| 米ドル | 1,095,401 | 英ポンド | 834,069 | 2025年12月2日 | (719) |
| | | | | | (77,364) |

(2)【投資有価証券明細表等】

ノムラ・マスター・セレクト グローバル・リート・ファンド

投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

(米ドルで表示)

| 数量(1) | 銘柄 | 取得価額 | 時価 | 純資産に 占める 割合(%) |
|----------------|---------------------------------|------------------|------------------|----------------------|
| オーストラリア | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 40,404 | DEXUS/AU REIT | 185,902 | 192,472 | 0.79 |
| 41,313 | HOMEKO DAILY NEE REIT | 36,621 | 36,900 | 0.15 |
| | | <u>222,523</u> | <u>229,372</u> | <u>0.94</u> |
| 普通株式 | | | | |
| 31,000 | GOODMAN GROUP STAPLED | 650,137 | 670,008 | 2.76 |
| 118,722 | SCENTRE GROUP | 245,648 | 316,181 | 1.30 |
| 119,026 | MIRVAC GROUP | 177,754 | 179,135 | 0.74 |
| 15,826 | GEMLIFE COMMUNIT | 42,751 | 52,504 | 0.22 |
| 4,108 | NEXTDC LTD | 46,845 | 42,364 | 0.17 |
| 11,304 | GPT GROUP | 36,769 | 39,647 | 0.16 |
| | | <u>1,199,904</u> | <u>1,299,839</u> | <u>5.35</u> |
| | オーストラリア合計 | <u>1,422,427</u> | <u>1,529,211</u> | <u>6.29</u> |
| ベルギー | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 1,403 | AEDIFICA REIT | 109,097 | 102,758 | 0.42 |
| 2,572 | WAREHOUSES DE PA | 59,374 | 65,530 | 0.27 |
| | | <u>168,471</u> | <u>168,288</u> | <u>0.69</u> |
| 普通株式 | | | | |
| 331 | VGP | 35,744 | 38,375 | 0.16 |
| | | <u>35,744</u> | <u>38,375</u> | <u>0.16</u> |
| | ベルギー合計 | <u>204,215</u> | <u>206,663</u> | <u>0.85</u> |
| カナダ | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 15,487 | FIRST CAPITAL REIT | 202,363 | 207,379 | 0.86 |
| 11,036 | CHARTWELL RETIREMENT RESIDENCES | 101,086 | 162,200 | 0.67 |
| 14,467 | CHOICE PROPERTIE | 155,572 | 151,876 | 0.62 |
| | | <u>459,021</u> | <u>521,455</u> | <u>2.15</u> |
| | カナダ合計 | <u>459,021</u> | <u>521,455</u> | <u>2.15</u> |
| フランス | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 1,299 | COVIVIO | 63,390 | 83,567 | 0.34 |
| | | <u>63,390</u> | <u>83,567</u> | <u>0.34</u> |
| 普通株式 | | | | |
| 2,200 | UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD | 170,956 | 228,180 | 0.94 |
| 2,965 | KLEPIERRE | 70,727 | 113,692 | 0.47 |
| | | <u>241,683</u> | <u>341,872</u> | <u>1.41</u> |
| | フランス合計 | <u>305,073</u> | <u>425,439</u> | <u>1.75</u> |

| 数量(1) | 銘柄 | 取得価額 | 時価 | 純資産に 占める 割合(%) |
|---------------|--------------------------|-----------|-----------|----------------------|
| ドイツ | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 1,357 | VONOVIA SE | 41,977 | 40,902 | 0.17 |
| | | 41,977 | 40,902 | 0.17 |
| | ドイツ合計 | 41,977 | 40,902 | 0.17 |
| ガーンジー島 | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 43,956 | SIRIUS REAL ESTA | 54,189 | 57,676 | 0.24 |
| | | 54,189 | 57,676 | 0.24 |
| | ガーンジー島合計 | 54,189 | 57,676 | 0.24 |
| 香港 | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 52,819 | LINK REIT | 370,109 | 275,185 | 1.13 |
| | | 370,109 | 275,185 | 1.13 |
| | 香港合計 | 370,109 | 275,185 | 1.13 |
| 日本 | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 229 | KDX不動産投資法人 | 245,914 | 252,977 | 1.05 |
| 339 | 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 | 236,030 | 245,487 | 1.01 |
| 322 | 森トラストリート投資法人 | 196,682 | 162,200 | 0.67 |
| 189 | 日本都市ファンド投資法人 | 137,254 | 145,931 | 0.60 |
| 193 | 大和証券リビング投資法人 | 117,054 | 138,134 | 0.57 |
| 219 | 日本プロロジスリート投資法人 | 122,136 | 127,212 | 0.52 |
| 134 | アクティビア・プロパティーズ投資法人 | 103,750 | 122,489 | 0.50 |
| 82 | 野村不動産マスターファンド投資法人 | 89,918 | 87,396 | 0.36 |
| 64 | 産業ファンド投資法人 | 70,255 | 59,415 | 0.24 |
| | | 1,318,993 | 1,341,241 | 5.52 |
| | 日本合計 | 1,318,993 | 1,341,241 | 5.52 |
| オランダ | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 2,855 | CTP NV | 49,762 | 59,725 | 0.25 |
| | | 49,762 | 59,725 | 0.25 |
| | オランダ合計 | 49,762 | 59,725 | 0.25 |
| シンガポール | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 198,934 | MAPLETREE LOG TR | 198,081 | 204,937 | 0.85 |
| 183,600 | CENTURION ACCOMM REIT | 127,562 | 149,618 | 0.62 |
| 61,500 | CAPITALAND ASCEN REIT | 127,149 | 133,331 | 0.55 |
| 72,400 | CAPITALAND INTEG REIT | 118,692 | 131,915 | 0.54 |
| 74,200 | SUNTEC REIT | 74,786 | 76,439 | 0.31 |
| 37,084 | FRASERS CENTREPO | 61,548 | 66,713 | 0.27 |
| 9,500 | PARKWAY LIFE REAL ESTATE | 26,603 | 29,944 | 0.12 |
| | | 734,421 | 792,897 | 3.26 |

シンガポール合計

| | | |
|---------|---------|------|
| 734,421 | 792,897 | 3.26 |
|---------|---------|------|

| 数量(1) | 銘柄 | 取得価額 | 時価 | 純資産に 占める 割合(%) |
|-------------|--------------------------------|-----------|-----------|----------------------|
| スペイン | | | | |
| 普通株式 | | | | |
| 14,198 | MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA | 146,174 | 221,940 | 0.91 |
| | | 146,174 | 221,940 | 0.91 |
| | スペイン合計 | 146,174 | 221,940 | 0.91 |
| 英国 | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 34,523 | GRAINGER PLC | 118,440 | 85,017 | 0.35 |
| | | 118,440 | 85,017 | 0.35 |
| 普通株式 | | | | |
| 32,805 | SEGR0 PLC | 353,370 | 300,643 | 1.24 |
| 38,306 | BRITISH LAND CO PLC | 231,162 | 191,083 | 0.79 |
| 48,157 | LONDONMETRIC PROPERTY PLC | 127,242 | 120,365 | 0.50 |
| 51,567 | SHAFTESBURY CAPI | 81,053 | 95,141 | 0.39 |
| 12,512 | UNITE GROUP PLC | 154,090 | 93,226 | 0.38 |
| 5,180 | BIG YELLOW GROUP PLC | 77,526 | 75,694 | 0.31 |
| 32,011 | THE PRS REIT PLC | 39,021 | 46,861 | 0.19 |
| 36,857 | LIFE SCIENCE REIT | 41,351 | 18,163 | 0.07 |
| | | 1,104,815 | 941,176 | 3.87 |
| | 英国合計 | 1,223,255 | 1,026,193 | 4.22 |
| 米国 | | | | |
| 投資信託 | | | | |
| 14,794 | PROLOGIS INC | 1,695,673 | 1,830,609 | 7.54 |
| 9,630 | WELLTOWER INC | 953,954 | 1,742,260 | 7.17 |
| 4,852 | DIGITAL REALTY TRUST INC | 782,625 | 824,355 | 3.39 |
| 9,072 | AGREE REALTY CORP | 614,864 | 661,258 | 2.72 |
| 15,759 | HEALTHCARE REALT TRUST INC | 260,666 | 278,068 | 1.14 |
| 7,587 | SMARTSTOP SELF S | 238,150 | 260,044 | 1.07 |
| 3,426 | BXP INC | 256,529 | 243,280 | 1.00 |
| | | 4,802,461 | 5,839,874 | 24.03 |
| 普通株式 | | | | |
| 1,634 | EQUINIX INC | 1,309,723 | 1,365,713 | 5.61 |
| 6,284 | SIMON PROPERTY GRP INC | 914,074 | 1,098,255 | 4.51 |
| 30,497 | VICI PROPERTIES | 991,290 | 905,608 | 3.72 |
| 12,460 | EQUITY RESIDENTIAL | 863,881 | 743,737 | 3.06 |
| 5,520 | EXTRA SPACE STORAGE INC | 820,404 | 739,073 | 3.04 |
| 9,301 | VENTAS INC | 517,357 | 687,995 | 2.83 |
| 5,472 | IRON MOUNTAIN INC | 463,868 | 558,171 | 2.30 |
| 4,001 | MID AMERICA APARTMENT COMM | 614,185 | 514,809 | 2.12 |
| 19,351 | BRIXMOR PROPERTY GROUP INC | 457,255 | 507,190 | 2.09 |
| 1,775 | ESSEX PROPERTY TRUST | 517,775 | 447,833 | 1.84 |
| 3,589 | SUN COMMUNITIES INC | 455,306 | 446,472 | 1.84 |
| 26,196 | HOST HOTELS & REIT | 434,638 | 418,481 | 1.72 |
| 6,032 | REGENCY CENTERS | 440,288 | 417,052 | 1.72 |
| 6,779 | FIRST INDUSTRIAL REALTY | 349,003 | 373,658 | 1.54 |
| 8,828 | OMEGA HEALTHCARE INVESTORS INC | 338,767 | 370,864 | 1.53 |
| 7,924 | AMERICAN HEALTHC REIT | 132,909 | 360,146 | 1.48 |

| | | | | |
|--------|--------------------------|---------|---------|------|
| 2,039 | EASTGROUP PROPERTIES INC | 336,666 | 356,540 | 1.47 |
| 11,898 | ESSENTIAL PROPER | 313,202 | 354,739 | 1.46 |

| 数量(1) | 銘柄 | 取得価額 | 時価 | 純資産に 占める 割合(%) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|
| 米国(続き) | | | | |
| 普通株式(続き) | | | | |
| 5,629 | REALTY INCOME | 331,454 | 325,300 | 1.34 |
| 7,639 | KILROY REALTY CORP | 300,685 | 320,609 | 1.32 |
| 6,601 | CUBESMART | 280,908 | 246,019 | 1.01 |
| 7,678 | AMERICAN HOMES 4 RENT A | 279,297 | 240,091 | 0.99 |
| 46,958 | HUDSON PACIFIC P | 113,005 | 114,812 | 0.47 |
| | | 11,575,940 | 11,913,167 | 49.01 |
| | 米国合計 | 16,378,401 | 17,753,041 | 73.04 |
| | | 22,708,017 | 24,251,568 | 99.78 |
| | 投資有価証券合計 | (3,556,756,703円) | (3,798,523,096円) | 99.78 |

(1) 数量は、受益証券/株式の数を表している。

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(Global Funds Management S.A.)(以下「管理会社」といいます。)の払込済資本金は375,000ユーロ(約6,810万円)で、2025年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社であり、1株25,000ユーロ(約454万円)の記名式株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=181.60円)によります。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

i)管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法(改訂済)(以下「1915年法」といいます。)に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、()投資信託の運用に関する2010年12月17日付ルクセンブルグ法(改正済)(以下「2010年法」といいます。)の第15章に規定される管理会社として、および()オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年法」といいます。)の第1条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

(a)2010年法の第101条第2項および別表 に基づき、ルクセンブルグ国内外においてEU通達2009/65/EC(以下「UCITS通達」といいます。)に従い認可された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。)の管理を行うこと、およびUCITS通達に従う認可がされていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託(以下「UCI」といいます。)の追加的管理を行うこと

(b)オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUに規定される、ルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年法の第5条第2項および別表Iに基づくAIFの資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

管理会社は、(1)顧客毎の一任運用、(2)投資顧問業務、(3)UCIの株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または(4)2013年法第5条第4項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2025年11月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しています。管理投資信託財産額は約1.7兆円で

(2025年11月末日現在)

| 国別(設立国) | 種類別(基本的性格) | クラス数 | 純資産額の合計(通貨別) |
|---------|------------|------|------------------------|
| ルクセンブルグ | MMF | 1 | 1,586,253,691.34豪ドル |
| | | 1 | 63,305,684.13カナダドル |
| | | 1 | 41,631,498.83英ポンド |
| | | 1 | 306,065,142.93NZドル |
| | | 2 | 6,109,011,679.16米ドル |
| ルクセンブルグ | その他のファンド | 5 | 291,842,281.35豪ドル |
| | | 2 | 3,340,963.20カナダドル |
| | | 8 | 26,787,352.43スイスフラン |
| | | 14 | 145,374,755.96ユーロ |
| | | 5 | 22,724,565.71英ポンド |
| | | 22 | 170,419,305,872円 |
| | | 1 | 25,526,366.94メキシコ・ペソ |
| | | 4 | 124,095,316.78NZドル |
| | | 1 | 2,280,316,769.35トルコ・リラ |
| | | 21 | 1,222,112,900.95米ドル |
| ケイマン諸島 | その他のファンド | 3 | 164,344,975.23豪ドル |
| | | 2 | 130,176,712.34ユーロ |
| | | 3 | 52,224,026.31NZドル |
| | | 7 | 288,944,143.04米ドル |

) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・マスター・セレクト(以下「トラスト」といいます。)の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク・ルクセンブルグ S.A. の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施(あった場合)、受益証券1口当たり純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します(または手配します。)

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人(グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下「受託会社」といいます。))または管理会社の関係者を含みます。)に対して委託することができます。適用ある法律に規定された事項について、管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の作為や不作為に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社、販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、受託会社の明白な同意を留保したその絶対的な裁量で、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、受託会社は直接の責任を負わないことを確保します。

管理会社は、(信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において)ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。))または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません(かかる受益者と別途書面により合意する場合を除きます。)

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、管理会社が決定する補償およびその他の条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知(または受託会社が同意するそれより短い期間の通知)により、トラストから辞任する、もしくは解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後のみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または(任意か強制かを問わず)清算手続に入ったとき、かつ当該通知日または管理会社の清算開始日から60暦日以内に管理会社および受託会社のいずれもが、受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、速やかに受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任または解任の後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

(3) 【その他】

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、3月31日に終了する1年です。管理会社の存続期間は無期限です。ただし、臨時株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグの金融監督委員会(以下「CSSF」といいます。)の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。2010年法第100条により、2013年法の第8章の規定に従ってCSSFから事前の認可を得ない限り、ルクセンブルグにおける受益証券の募集販売は禁じられています。

5【管理会社の経理の概況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 2025年3月31日に終了した会計年度および2024年3月31日に終了した会計年度に係る管理会社の原文の財務書類は、それぞれ、管理会社の本国における公認企業監査人および独立監査人であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルおよびアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、ケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルおよびアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年11月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=181.60円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

ルクセンブルグ エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

公認企業監査人の報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「貴社」という。)の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2025年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準(以下「ISA」という。)に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人(réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)(以下「IESBA規程」という。)および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

その他の事項

貴社の2024年3月31日現在および同日に終了した年度の財務書類は、別の監査人によって監査が行われ、当該監査人は2024年6月7日に当該財務書類に対して無限定適正意見を表明した。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人(réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の監査の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っている可能性があるためである。

貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。

取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しな

ければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。

開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

2025年6月26日、ルクセンブルグ

ケーピーエムジー オーディット
エス・アー・エール・エル
公認監査法人

ベネディクト・パーツ
パートナー

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, Rue de Gasperich
L-5826 Hesperange
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Opinion

We have audited the annual accounts of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The annual accounts of the Company as at and for the year ended 31 March 2024 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those accounts on 7 June 2024.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going

concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 26 June 2025

KPMG Audit S.à r.l.

Cabinet de révision agréé

Benedikt Barz

Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「貴社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2024年3月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルグの監査専門家に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会が公表した職業会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理上の要件に準拠して、貴社から独立した立場にあり、これらの倫理上の要件に基づきその他の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は貴社の継続性を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・欺罔または過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、当該リスクに対応する監査手続きを計画および実施し、また、監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化による可能性があるためである。
- ・貴社の内部統制の有効性に関する意見を表明するためではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・取締役会が採用した会計方針の妥当性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、貴社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は当報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならない。その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、貴社の継続性を終了させる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて特定する内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認監査法人

アントワーヌ・ル・パール

2024年6月7日、ルクセンブルグ

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2024, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Antoine Le Bars

Luxembourg, 7 June 2024

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1)【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
要約貸借対照表
2025年3月31日現在
(ユーロで表示)

| | 注記 | 2025年3月31日 | | 2024年3月31日 | |
|---------------------|------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | (ユーロ) | (千円) | (ユーロ) | (千円) |
| 資産 | | | | | |
| D. 流動資産 | | | | | |
| . 債権 | | | | | |
| a) 1年以内期限到来 | 3、10 | 975,254 | 177,106 | 662,453 | 120,301 |
| . 銀行預金および手元現金 | 10 | 11,537,859 | 2,095,275 | 10,861,474 | 1,972,444 |
| E. 前払費用 | | 49,874 | 9,057 | 49,874 | 9,057 |
| 資産合計 | | <u>12,562,987</u> | <u>2,281,438</u> | <u>11,573,801</u> | <u>2,101,802</u> |
| 資本金、準備金および負債 | | | | | |
| A. 資本金および準備金 | | | | | |
| . 払込済資本金 | 4 | 375,000 | 68,100 | 375,000 | 68,100 |
| . 準備金 | 5 | 1,582,500 | 287,382 | 1,537,500 | 279,210 |
| . 繰越損益 | 5 | 8,969,029 | 1,628,776 | 8,437,407 | 1,532,233 |
| . 当期損益 | | 804,764 | 146,145 | 576,622 | 104,715 |
| | | <u>11,731,293</u> | <u>2,130,403</u> | <u>10,926,529</u> | <u>1,984,258</u> |
| C. 債務 | | | | | |
| b) 1年以内期限到来 | 7 | 831,694 | 151,036 | 647,272 | 117,545 |
| | | <u>831,694</u> | <u>151,036</u> | <u>647,272</u> | <u>117,545</u> |
| 資本金、準備金および負債合計 | | <u>12,562,987</u> | <u>2,281,438</u> | <u>11,573,801</u> | <u>2,101,802</u> |

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

| | 注記 | 2025年 | | 2024年 | |
|--|------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | | (ユーロ) | (千円) | (ユーロ) | (千円) |
| 1. から 5. 総損益 | 8、10 | 2,211,254 | 401,564 | 1,666,378 | 302,614 |
| 6. 人件費 | | (1,389,901) | (252,406) | (1,171,966) | (212,829) |
| a) 賃金および給与 | 9 | (1,265,159) | (229,753) | (1,043,167) | (189,439) |
| b) 社会保障費 | 9 | (124,742) | (22,653) | (128,799) | (23,390) |
|) 年金関連 | | (79,731) | (14,479) | (78,780) | (14,306) |
|) その他社会保障費 | | (45,011) | (8,174) | (50,019) | (9,083) |
| 8. その他営業費用 | | (40,000) | (7,264) | (40,000) | (7,264) |
| 10. 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益 | | | | | |
| a) 派生関連事業 | 10 | 283,510 | 51,485 | 335,815 | 60,984 |
| b) a) に含まれていないその他収益 | | 2,824 | 513 | | |
| 14. 未払利息および類似費用 | | | | | |
| a) 関連事業に関する金額 | 10 | (1) | (0) | (41) | (7) |
| b) その他利息および類似費用 | | (3,133) | (569) | (6,886) | (1,250) |
| 15. 損益に係る税金 | 6 | (262,464) | (47,663) | (204,003) | (37,047) |
| 16. 税引後損益 | | 802,089 | 145,659 | 579,297 | 105,200 |
| 17. 1 から16に表示されていないその他税金 | 6 | 2,675 | 486 | (2,675) | (486) |
| 18. 当期損益 | | 804,764 | 146,145 | 576,622 | 104,715 |

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(修正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

作成の基準

当社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

この財務書類の作成には、継続会計基準が適用されている。

当社は、2002年12月19日法(改正済)に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、この財務書類は、当該法律で認められているとおり、要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の要約損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

前払費用

前払費用は、当期事業年度中に支払われるが次期事業年度に関連する費用から構成されている。

債務

債務には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 1年以内に期限が到来する債権

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

| | 2025年3月31日 (ユーロ) | 2024年3月31日 (ユーロ) |
|-----------|---------------------|---------------------|
| 売上債権 | 813,126 | 481,997 |
| その他債権(注6) | 162,128 | 180,456 |
| | 975,254 | 662,453 |
| | 975,254 | 662,453 |

2025年3月31日現在、売上債権は、管理報酬267,210ユーロ(2024年3月31日:268,010ユーロ)、リスク管理業務37,500ユーロ(2024年3月31日:33,750ユーロ)、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,369ユーロ(2024年3月31日:35,669ユーロ)、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「GFTC」)およびマスター・トラスト・カンパニー(「MTC」)へのリスクおよびファンド・サポート業務467,860ユーロ(2024年3月31日:143,050ユーロ)ならびにその他雑収入または未収金5,187ユーロ(2024年3月31日:1,518ユーロ)により構成されている。注10も参照のこと。

その他債権は、前払税162,128ユーロ(2024年3月:180,456ユーロ)により構成されている。

当社は、要約貸借対照表の作成に際し、前年度に「その他資産」に分類されていた金額を、本年度においては「その他債権」に表示している。

注4 - 払込済資本金

2025年3月31日および2024年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2025年3月31日および2024年3月31日現在、当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越損益

本年度における増減は、以下のとおりである。

| | 法定準備金 (ユーロ) | その他配当 不可能準備金 (ユーロ) | 繰越損益 (ユーロ) |
|----------------|----------------|--------------------------|---------------|
| 2024年3月31日現在残高 | 37,500 | 1,500,000 | 8,437,407 |
| 前期の損益の割当て* | | | 576,622 |
| 富裕税準備金の取崩し | | (230,000) | 230,000 |
| 富裕税準備金の割当て | | 275,000 | (275,000) |
| 2025年3月31日現在残高 | 37,500 | 1,545,000 | 8,969,029 |

*2024年7月1日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達(Circular Fort. N 47ter)に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額(前年度の法人所得税控除後)を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達(circular l.Fort n 51)を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額(控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額)のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積み立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2024年7月1日に行われた年次総会により、2019年の富裕税準備金の全額である230,000ユーロが取り崩され、2025年の富裕税準備金として275,000ユーロが計上された。

2025年3月31日現在、制限準備金は1,545,000ユーロ(2024年3月31日:1,500,000ユーロ)であり、これは、2020年から2025年までの年度の富裕税積立金として計上された額の6倍に相当する。

注6 - 税金

法人所得税率は18.19%(雇用基金に係る拠出金7%を含む。)、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%に引き下げられている。

2025年3月31日に終了した事業年度において、126,128ユーロの前払税がルクセンブルグ税務当局に支払われた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EUの第2の柱ルール(グローバル・ミニマム課税、GloBEルール)の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールには、年間売上高が750百万ユーロを超える多国籍企業グループの国別利益に対し、国際最低法人所得税率を15%に設定する原則が盛り込まれている。第2の柱ルールは、当社が設立された管轄区域であるルクセンブルクで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用される。当該ルールに基づき、当社は、各管轄区域における第2の柱ルールの実効税率(「ETR」)と最低税率15%との差額に対して追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度において完全なGloBE ETRの計算を実施することに伴うコンプライアンス負担を最小限に抑えるための移行的なセーフハーバー・ルールも盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づく影響評価の結果、当社を含むグループ内のルクセンブルク法人については、第2の柱ルールに基づく追加の税金を課されることはないと予測されている。

要約損益計算書1から16に表示されていないその他税金は、前年度に発生した純資産税見越計上額の戻入で構成されており、これは総損益に計上されている。比較を可能にするため、前年度の金額は「総損益」から「要約損益計算書1から16に表示されていないその他の税金」に再分類されている。

注7 - 1年以内に期限が到来する債務

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

| | 2025年3月31日 (ユーロ) | 2024年3月31日 (ユーロ) |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 内部監査報酬および法定監査報酬 | 88,770 | 107,600 |
| 社会保障および給与税 | 56,014 | 45,024 |
| 未払所得税(注6) | 466,601 | 332,730 |
| 所在地事務報酬 | 24,294 | 24,294 |
| スタッフ関連 | 187,266 | 131,943 |
| その他 | 8,749 | 5,681 |
| | <u>831,694</u> | <u>647,272</u> |

注8 - 総損益

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、本項目は以下のとおり分析することができる。

| | 2025年3月31日 (ユーロ) | 2024年3月31日 (ユーロ) |
|---------|---------------------|---------------------|
| サービス報酬 | 2,516,889 | 1,964,635 |
| その他対外費用 | (305,635) | (298,257) |
| | <u>2,211,254</u> | <u>1,666,378</u> |

2025年3月31日および2024年3月31日に終了した年度において、サービス報酬には、管理報酬1,268,499ユーロ（2024年3月31日：1,243,748ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート業務925,727ユーロ（2024年3月31日：414,968ユーロ）、リスク管理業務報酬168,096ユーロ（2024年3月31日：161,244ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬141,125ユーロ（2024年3月31日：142,675ユーロ）ならびにその他報酬13,442ユーロ（2024年3月31日：2,000ユーロ）が含まれる。

2025年3月31日に終了した年度において、その他対外費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ（2024年3月31日：96,900ユーロ）、内部監査報酬および法定監査報酬89,263ユーロ（2024年3月31日：107,495ユーロ）、弁護士報酬19,197ユーロ（2024年3月31日：1,263ユーロ）およびその他費用100,000ユーロ（2024年3月31日：95,274ユーロ）により構成されている。

本年度の金額との比較を可能にするため、2,675ユーロが前年度の「その他対外費用」から「要約損益計算書1から16に表示されていないその他税金」に再分類されている。

注9 - 平均スタッフ数

2025年3月31日に終了した年度において、当社は平均9.3名（2024年3月31日：8.0名）を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関するGFTCからの未収金467,860ユーロが含まれる。債務には、提供されたサポート業務の報酬の一部として銀行に支払われる24,294ユーロが含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサポート業務を提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時改正済）を締結した。2025年3月31日に終了した年度につき、年額97,175ユーロ（2024年3月31日：96,900ユーロ）（付加価値税を含む。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、要約損益計算書において「総損益」の項目において控除されている。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびMTCとの間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、従前の契約に代わるリスクおよびファンド・サポート業務契約に従い、944,761ユーロ（2024年3月31日：437,463ユーロ）でファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2025年3月31日現在、約9,896百万ユーロ（2024年3月31日：10,327百万ユーロ）である。

注12 - 業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金

2025年3月31日に終了した年度において、当社は、業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金の付与を行っていない。

注13 - 後発事象

決算日より後に、重要な出来事は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Abridged Balance Sheet as at March 31, 2025
(expressed in Euro)

| ASSETS | Note(s) | <u>March 31, 2025</u> | <u>March 31, 2024</u> |
|---|---------|-----------------------|-----------------------|
| D. Current Assets | | | |
| II. Debtors | | | |
| a) becoming due and payable within one year | 3, 10 | 975,254 | 662,453 |
| IV. Cash at bank and in hand | 10 | 11,537,859 | 10,861,474 |
| E. Prepayments | | 49,874 | 49,874 |
| TOTAL (ASSETS) | | <u>12,562,987</u> | <u>11,573,801</u> |
| CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES | | | |
| CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES | Note(s) | <u>March 31, 2025</u> | <u>March 31, 2024</u> |
| A. Capital and Reserves | | | |
| I. Subscribed capital | 4 | 375,000 | 375,000 |
| IV. Reserves | 5 | 1,582,500 | 1,537,500 |
| V. Results brought forward | 5 | 8,969,029 | 8,437,407 |
| VI. Results for the financial year | | 804,764 | 576,622 |
| | | <u>11,731,293</u> | <u>10,926,529</u> |
| C. Creditors | | | |
| b) becoming due and payable within one year | 7 | 831,694 | 647,272 |
| | | <u>831,694</u> | <u>647,272</u> |
| TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES) | | <u>12,562,987</u> | <u>11,573,801</u> |

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Abridged Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2025
(expressed in Euro)

| | Note(s) | <u>March 31, 2025</u> | <u>March 31, 2024</u> |
|--|---------|-----------------------|-----------------------|
| 1. to 5. Gross results | 8, 10 | 2,211,254 | 1,666,378 |
| 6. Staff costs | | (1,389,901) | (1,171,966) |
| a) wages and salaries | 9 | (1,265,159) | (1,043,167) |
| b) social security costs | 9 | (124,742) | (128,799) |
| <i>i) relating to pensions</i> | | (79,731) | (78,780) |
| <i>ii) other social security costs</i> | | (45,011) | (50,019) |
| 8. Other operating expenses | | (40,000) | (40,000) |
| 10. Income from other investments, other securities and loans forming part of the fixed assets | | | |
| a) Derived affiliated undertakings | 10 | 283,510 | 335,815 |
| b) other income not included under a) | | 2,824 | --- |
| 14. Interest payable and similar expenses | | | |
| a) concerning affiliated undertakings | 10 | (1) | (41) |
| b) other interest and similar expenses | | (3,133) | (6,886) |
| 15. Tax on results | 6 | (262,464) | (204,003) |
| 16. Results after taxation | | 802,089 | 579,297 |
| 17. Other taxes not shown under items 1 to 16 | 6 | 2,675 | (2,675) |
| 18. Results for the financial year | | <u>804,764</u> | <u>576,622</u> |

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2025

Note 1 – General

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B37 359.

The Company’s registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Abridged Profit and Loss Account as “Gross results”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover, the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017. On July 10, 2020, the Company further extended its AIFM licence to manage investment funds exposed to non-traditional assets.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-13-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

Basis of preparation

The Company’s accounting year starts on 1 April and ends on 31 March every year.

The Annual Accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The going concern basis has been applied in preparing these Annual Accounts.

The Company is defined as a small company under the law of 19 December 2002 as amended. Consequently, these Annual Accounts consist of an Abridged Balance Sheet and an Abridged Profit and Loss Account as permitted by that law.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the Annual Accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the Abridged Profit and Loss Account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the Abridged Profit and Loss Account. Unrealized gains are not taken into account.

Debtors

Debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions, which are recorded under Creditors, are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Prepayments

Prepaid expenses consist of expenses paid during the financial year but relating to a subsequent financial year.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Debtors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

| | March 31, 2025 | March 31, 2024 |
|------------------------|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Trade debtors | 813,126 | 481,997 |
| Other debtors (Note 6) | 162,128 | 180,456 |
| | <u>975,254</u> | <u>662,453</u> |

As at March 31, 2025, Trade debtors consist of management fees for an amount of EUR 267,210 (March 31, 2024: EUR 268,010), risk management services for EUR 37,500 (March 31, 2024: EUR 33,750), AIFMD and reporting fees for EUR 35,369 (March 31, 2024: 35,669), Risk and Fund Support services to Global Funds Trust Company (“GFTC”) and Master Trust Company (“MTC”) for EUR 467,860 (March 31, 2024: EUR 143,050) and other miscellaneous income or reimbursement receivable for EUR 5,187 (March 31, 2024: EUR 1,518). Please also refer to Note 10.

Other debtors consist of tax advances paid for an amount of EUR 162,128 (March 2024: 180,456).

As the Company adapted in preparing Abridged Balance Sheet, the amount which has been classified as Other assets in prior year is now presented under Other debtors.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2025 and 2024, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. As at March 31, 2025 and 2024, the Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Results brought forward

The movements for the year are as follows:

| | Legal reserve | Other non available reserves | Results brought forward |
|--|------------------|------------------------------------|-------------------------------|
| | EUR | EUR | EUR |
| Balance as at March 31, 2024 | 37,500 | 1,500,000 | 8,437,407 |
| Allocation of previous year 's results* | --- | --- | 576,622 |
| Release of net wealth tax (“NWT”) reserve | --- | (230,000) | 230,000 |
| Allocation to NWT reserve | --- | 275,000 | (275,000) |
| | <u>37,500</u> | <u>1,545,000</u> | <u>8,969,029</u> |

* As per decision of the Annual General Meeting as at July 1st, 2024.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other non available reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the "Circular") indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction or the NWT due based on the unitary value).

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other non available reserves".

As per Annual General Meeting held on July 1, 2024, the 2019 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 230,000, and a NWT reserve of EUR 275,000 was constituted for 2025.

As at March 31, 2025, the restricted reserve amounted EUR 1,545,000 representing six times the NWT credited for the years from 2020 to 2025 (March 31, 2024: EUR 1,500,000).

Note 6 – Taxes

The Corporate Income tax rate has decreased to 18.19% (including a 7% surcharge for the employment fund) and the Municipal Business tax rate in Hesperange at 6.75%.

For the financial year ending March 31, 2025, a tax advance of EUR 126,128 was paid to the Luxembourg Tax Administration.

Global Funds Management S.A. is part of a Japanese group that falls within the scope of the OECD/EU Pillar 2 rules incorporating the principle of establishing a global minimum corporate income tax rate of 15% on the profits by country of multinational groups with annual revenues exceeding EUR 750 million. Pillar 2 legislation was enacted in Luxembourg, the jurisdiction where the Company is incorporated, and has come into effect for fiscal years starting on or after 31 December 2023. Under this legislation, the Company is liable to pay a top-up tax for the difference between its Pillar Two effective tax rate ("ETR") per jurisdiction and the 15% minimum tax rate. The Pillar Two legislation also includes transitional safe harbor rules designed to minimize the compliance burden associated with undertaking the full GloBE ETR calculation for the first three fiscal years. In this context, an impact assessment based on the latest historic country-by-country reporting data has concluded that the Luxembourg entities of the Group, including the Company, are not expected to incur additional taxes in accordance with BEPS Pillar 2.

Other taxes not shown under items 1 to 16 consists of reversal of net worth tax accrual incurred in prior year, which was recognized in Gross results. The prior year amount has been reclassified from Gross results to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability.

Note 7 – Creditors due and payable within one year

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

| | March 31, 2025 | March 31, 2024 |
|-----------------------------------|----------------|----------------|
| | EUR | EUR |
| Internal and statutory audit fees | 88,770 | 107,600 |
| Social security and salary tax | 56,014 | 45,024 |
| Income Tax payable (Note 6) | 466,601 | 332,730 |
| Domiciliation fees | 24,294 | 24,294 |
| Staff related | 187,266 | 131,943 |
| Other | 8,749 | 5,681 |
| | <u>831,694</u> | <u>647,272</u> |

Note 8 – Gross results

For the years ended March 31, 2025 and 2024, this caption can be analysed as follows:

| | March 31, 2025 | March 31, 2024 |
|------------------------|------------------|------------------|
| | EUR | EUR |
| Services fees | 2,516,889 | 1,964,635 |
| Other external charges | (305,635) | (298,257) |
| | <u>2,211,254</u> | <u>1,666,378</u> |

For the years ended March 31, 2025 and 2024, the Services fees include the management fees of EUR 1,268,499 (March 31, 2024: EUR 1,243,748), Risk and Fund Support of EUR 925,727 (March 31, 2024: EUR 414,968), Risk management services fees of EUR 168,096 (March 31, 2024: EUR 161,244), AIFMD and reporting fees of EUR 141,125 (March 31, 2024: EUR 142,675) and other fees of EUR 13,442 (March 31, 2024: EUR 2,000).

For the year ended March 31, 2025, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2024: EUR 96,900), internal and statutory audit fees for EUR 89,263 (March 31, 2024: EUR 107,495), legal fees for EUR 19,197 (March 31, 2024: EUR 1,263) and other charges for EUR 100,000 (March 31, 2024: EUR 95,274).

An amount of EUR 2,675 has been reclassified from prior year Other external charges to Other taxes not shown under items 1 to 16 to provide comparability to current year amount.

Note 9 – Average Staff

For the year ended March 31, 2025, the Company has employed in average 9.3 persons (March 31, 2024: 8.0 persons).

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the “Bank”) (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Debtors include an amount of EUR 467,860, which is receivable from GFTC for Fund services including for risk management reporting and dividend control. Creditors include an amount of EUR 24,294 to the Bank as part of the remuneration of the support service provided.

The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties’ clients.

The Bank and the Company have signed a Service Level Agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain support services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 97,175 including VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 96,900) is recorded in deduction of the caption “Gross results” in the Abridged Profit and Loss Account.

Under the same caption and according to the Risk and Fund Support Services Agreement which was concluded with GFTC and MTC, which is effective since March 1, 2024 and which replaces previous agreements, the Company has provided Fund services for an amount of EUR 944,761 (March 31, 2024: EUR 437,463).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the Abridged Balance Sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,896 million as at March 31, 2025 (March 31, 2024: EUR 10,327 million).

Note 12 – Advances, Loans, and guarantees granted to the members of administrative, managerial and supervisory bodies

For the year ended March 31, 2025, the Company has not granted any advances, loans, guarantees to the members of administrative, managerial, and supervisory bodies.

Note 13 – Subsequent events

No significant event has occurred after the closing date.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年11月28日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=181.60円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約貸借対照表

2025年9月30日現在

(ユーロで表示)

| | 注記 | 2025年9月30日 | | 2024年9月30日 | |
|---------------------|------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | (ユーロ) | (千円) | (ユーロ) | (千円) |
| 資産 | | | | | |
| D. 流動資産 | | | | | |
| . 債権 | | | | | |
| a) 1年以内期限到来 | 3、10 | 1,035,558 | 188,057 | 945,580 | 171,717 |
| . 銀行預金および手元現金 | 10 | 10,579,097 | 1,921,164 | 11,063,322 | 2,009,099 |
| E. 前払費用 | | 190,049 | 34,513 | 36,391 | 6,609 |
| 資産合計 | | <u>11,804,704</u> | <u>2,143,734</u> | <u>12,045,293</u> | <u>2,187,425</u> |
| 資本金、準備金および負債 | | | | | |
| A. 資本金および準備金 | | | | | |
| . 払込済資本金 | 4 | 375,000 | 68,100 | 375,000 | 68,100 |
| . 準備金 | 5 | 1,632,500 | 296,462 | 1,582,500 | 287,382 |
| . 繰越損益 | 5 | 8,973,793 | 1,629,641 | 8,969,029 | 1,628,776 |
| . 当会計期間損益 | | 151,336 | 27,483 | 426,821 | 77,511 |
| | | <u>11,132,629</u> | <u>2,021,685</u> | <u>11,353,350</u> | <u>2,061,768</u> |
| C. 債務 | | | | | |
| b) 1年以内期限到来 | 7 | 672,075 | 122,049 | 691,943 | 125,657 |
| | | <u>672,075</u> | <u>122,049</u> | <u>691,943</u> | <u>125,657</u> |
| 資本金、準備金および負債合計 | | <u>11,804,704</u> | <u>2,143,734</u> | <u>12,045,293</u> | <u>2,187,425</u> |

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

要約損益計算書

2025年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

| | 注記 | 2025年9月30日 | | 2024年9月30日 | |
|--|------|------------|-----------|------------|-----------|
| | | (ユーロ) | (千円) | (ユーロ) | (千円) |
| 1. から 5. 総損益 | 8、10 | 911,491 | 165,527 | 1,080,982 | 196,306 |
| 6. 人件費 | | (770,312) | (139,889) | (657,625) | (119,425) |
| a) 賃金および給与 | 9 | (691,555) | (125,586) | (594,957) | (108,044) |
| b) 社会保障費 | 9 | (78,757) | (14,302) | (62,668) | (11,381) |
|) 年金関連 | | (49,286) | (8,950) | (41,898) | (7,609) |
|) その他社会保障費 | | (29,471) | (5,352) | (20,770) | (3,772) |
| 8. その他営業費用 | | (20,000) | (3,632) | (20,000) | (3,632) |
| 10. 固定資産の一部を形成するその他投資、その他証券および貸付金からの収益 | | | | | |
| a) 派生関連事業 | 10 | 69,131 | 12,554 | 163,508 | 29,693 |
| b) a) に含まれていないその他収益 | | | | 4,168 | 757 |
| 14. 未払利息および類似費用 | | | | | |
| a) 関連事業に関する金額 | 10 | (310) | (56) | | |
| b) その他利息および類似費用 | | (4,564) | (829) | | |
| 15. 損益に係る税金 | 6 | (52,168) | (9,474) | (146,887) | (26,675) |
| 16. 税引後損益 | | 133,268 | 24,201 | 424,146 | 77,025 |
| 17. 1 から16に表示されていないその他税金 | 6 | 18,068 | 3,281 | 2,675 | 486 |
| 18. 当会計期間損益 | | 151,336 | 27,483 | 426,821 | 77,511 |

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2025年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(“Société Anonyme”)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総損益」として要約損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)としての認可(2014年2月14日効力発生)を得ている。さらに、当社は、2010年12月17日法(改正済)の第15章に基づく認可を2017年11月16日にCSSFから得ている。非伝統的資産に投資する投資信託の運用を行うため、当社のAIFMとしての認可の範囲が2020年7月10日付で拡大された。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目13番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

作成の基準

当社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、3月31日に終了する。

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

この中間財務書類の作成には、継続会計基準が適用されている。

当社は、2002年12月19日法(改正済)に基づき、小規模会社と定義されている。したがって、この財務書類は、当該法律で認められているとおり、要約貸借対照表および要約損益計算書から構成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期間の要約損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。実現為替差損益および未実現為替差損は、要約損益計算書に計上される。未実現利益は考慮されない。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

債務に計上される引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

前払費用

前払費用は、当会計期間中に支払われるが次期会計期間に関連する費用から構成されている。

債務

債務には、次期会計期間中に支払われるが当会計期間に関連する費用が含まれている。

総損益

総損益には、その他対外費用を差し引いた、管理している投資信託から受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 1年以内に期限が到来する債権

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

| | 2025年9月30日 (ユーロ) | 2024年9月30日 (ユーロ) |
|-----------|---------------------|---------------------|
| 売上債権 | 899,951 | 846,415 |
| その他債権(注6) | 135,607 | 99,165 |
| | <u>1,035,558</u> | <u>945,580</u> |

2025年9月30日現在、売上債権は、管理報酬241,905ユーロ(2024年9月30日:273,977ユーロ)、リスク管理業務37,500ユーロ(2024年9月30日:33,750ユーロ)、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬35,369ユーロ(2024年9月30日:35,669ユーロ)、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(「GFTC」)およびマスター・トラスト・カンパニー(「MTC」)へのリスクおよびファンド・サポート業務573,610ユーロ(2024年9月30日:499,300ユーロ)ならびにその他雑収入または未収金11,567ユーロ(2024年9月30日:3,719ユーロ)により構成されている。注10も参照のこと。

その他債権は、前払税135,607ユーロ(2024年9月30日:99,165ユーロ)により構成されている。

当社は、要約貸借対照表の作成に際し、前期間に「その他資産」に分類されていた金額を、当期間においては「その他債権」に表示している。

注4 - 払込済資本金

2025年9月30日および2024年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。2025年9月30日および2024年9月30日現在、当社は、自己株式を取得していない。

注5 - 準備金および繰越損益

当期間における増減は、以下のとおりである。

| | 法定準備金 (ユーロ) | その他配当 不可能準備金 (ユーロ) | 繰越損益 (ユーロ) |
|----------------|----------------|--------------------------|------------------|
| 2025年3月31日現在残高 | 37,500 | 1,545,000 | 8,969,029 |
| 前期の損益の割当て* | | | 804,764 |
| 株主への配当金 | | | (750,000) |
| 富裕税準備金の取崩し | | (250,000) | 250,000 |
| 富裕税準備金の割当て | | 300,000 | (300,000) |
| 2025年9月30日現在残高 | <u>37,500</u> | <u>1,595,000</u> | <u>8,973,793</u> |

*2025年9月26日付の年次総会で決定

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他配当不可能準備金

2016年からの富裕税の軽減に関する基準を定める2016年6月16日付の通達(Circular Fort. N 47ter)に基づき、ルクセンブルグ直接税務当局は、最低富裕税額(前年度の法人所得税控除後)を決定し、かつ当該金額を連結納税ベースの富裕税額と比較することにより、会社が所定の年度における富裕税額を軽減できる旨を定めた通達(circular l.Fort N 51)を2016年7月25日に公表した。富裕税として、会社は、前述の金額(控除後の最低富裕税額または連結納税ベースの富裕税額)のうち高い方の金額を課されるものとする。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。

この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他配当不可能準備金」として計上することを決定した。

2025年9月26日に行われた年次総会により、2020年の富裕税準備金の全額である250,000ユーロが取り崩され、2026年の富裕税準備金として300,000ユーロが計上された。

2025年9月30日現在、制限準備金は1,595,000ユーロであり、これは、2020年から2025年までの年度の富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

注6 - 税金

法人所得税率は18.19%（雇用基金に係る拠出金7%を含む。）、エスペランジュにおける地方事業税率は6.75%に据え置かれた。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、OECD/EUの第2の柱ルール（グローバル・ミニマム課税、GloBEルール）の適用対象となる日本のグループ企業の一員である。当該ルールには、年間売上高が750百万ユーロを超える多国籍企業グループの国別利益に対し、国際最低法人所得税率を15%に設定する原則が盛り込まれている。第2の柱ルールは、当社が設立された管轄区域であるルクセンブルクで制定され、2023年12月31日以降に開始する事業年度から適用される。当該ルールに基づき、当社は、各管轄区域における第2の柱ルールの実効税率（「ETR」）と最低税率15%との差額に対して追加税を支払う義務を負う。第2の柱ルールには、最初の3事業年度において完全なGloBE ETRの計算を実施することに伴うコンプライアンス負担を最小限に抑えるための移行的なセーフハーバー・ルールも盛り込まれている。これに関連して、最新の国別報告データに基づく影響評価の結果、当社を含むグループ内のルクセンブルク法人については、第2の柱ルールに基づく追加の税金を課されることはないと予測されている。

2025年9月30日に終了した期間において、要約損益計算書1から16に表示されていないその他税金は、付加価値税還付金で構成されている。2024年9月30日に終了した期間に開示された金額は、前年度に当初発生した純資産税見越計上額の戻入れである。

注7 - 1年以内に期限が到来する債務

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

| | 2025年9月30日 (ユーロ) | 2024年9月30日 (ユーロ) |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 内部監査報酬および法定監査報酬 | 58,505 | 71,627 |
| 社会保障および給与税 | 48,717 | 49,758 |
| 未払所得税(注6) | 330,107 | 365,837 |
| 所在地事務報酬 | 72,881 | 72,881 |
| スタッフ関連 | 157,927 | 129,997 |
| その他 | 3,938 | 1,843 |
| | <u>672,075</u> | <u>691,943</u> |

注8 - 総損益

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、本項目は以下のとおり分析することができる。

| | 2025年9月30日 (ユーロ) | 2024年9月30日 (ユーロ) |
|---------|---------------------|---------------------|
| サービス報酬 | 1,213,367 | 1,236,760 |
| その他対外費用 | (301,876) | (155,778) |
| | <u>911,491</u> | <u>1,080,982</u> |

2025年9月30日および2024年9月30日に終了した期間において、サービス報酬には、管理報酬576,752ユーロ（2024年9月30日：617,235ユーロ）、リスクおよびファンド・サポート業務報酬483,222ユーロ（2024年9月30日：464,683ユーロ）、リスク管理業務報酬71,875ユーロ（2024年9月30日：70,313ユーロ）、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU通達2011/61/EUおよび報告に係る報酬70,838ユーロ（2024年9月30日：71,087ユーロ）ならびにその他報酬10,680ユーロ（2024年9月30日：13,442ユーロ）が含まれる。

2025年9月30日に終了した期間において、その他対外費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2024年9月30日：48,588ユーロ）、内部監査報酬および法定監査報酬43,500ユーロ（2024年9月30日：44,772ユーロ）、弁護士報酬457ユーロ（2024年9月30日：5,429ユーロ）およびその他費用209,331ユーロ（2024年9月30日：56,989ユーロ）により構成されている。

注9 - 平均スタッフ数

2025年9月30日に終了した期間において、当社は平均10名（2024年9月30日：8.7名）を雇用していた。

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

債権には、リスク管理報告および配当管理を含むファンド業務に関するGFTCからの未収金573,610ユーロが含まれる。債務には、提供されたサポート業務の報酬の一部として銀行に支払われる72,881ユーロが含まれる。

適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日に、銀行と当社との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために、特定のサポート業務を提供することを銀行に委任するサービス品質保証契約（随時改正済）を締結した。2025年9月30日に終了した期間につき、年額97,175ユーロ（付加価値税を含む。）が銀行から期間比例原則に則って請求され、これは要約損益計算書において「総損益」の項目において控除されている48,588ユーロ（2024年9月30日：48,588ユーロ）に相当する。

当社は、同項目に基づき、またGFTCおよびMTCとの間で締結され、2024年3月1日付で効力発生した、従前の契約に代わるリスクおよびファンド・サポート業務契約に従い、483,222ユーロ（2024年9月30日：464,683ユーロ）でファンド業務を提供した。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、要約貸借対照表から除外されている。当該資産は、2025年9月30日現在、約9,349百万ユーロ（2024年9月30日：10,652百万ユーロ）である。

注12 - 業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金

2025年9月30日に終了した期間において、当社は、業務執行機関、管理機関および監督機関の構成員に対する前払金、貸付金および保証金の付与を行っていない。

(2) 【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の要約損益計算書をご参照下さい。